第 29 回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議
（書面開催）

会　次　第

協議事項

病床数適正化緊急支援事業の活用による病床削減について

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議　委員名簿

（委嘱期間：令和9年3月31日まで）

所属	職名	氏名	調整会議	専門部会			
				部会長等	高度急性期・急性期	回復期	慢性期・在宅医療
鹿児島市医師会	会長	上ノ町　仁	○	部会長 ●		○	
日置市医師会	会長	椎野　年治	○	●	○		
いちき串木野市医師会	監事	花牟禮　康生	○	●	副部会長 ○		
鹿児島市歯科医師会	会長	上稲葉　隆	○			○	
鹿児島市薬剤師会	会長	山本　洋右	○				○
鹿児島県看護協会	副会長	渡邉　和代	○		○		
鹿児島市立病院	鹿児島市病院事業管理者	佐野　輝	○	●	○		
鹿児島市医師会病院	病院長	大迫　政彦	○		○		
鹿児島大学病院	病院長	石塚　賢治	○	●	○		
鹿児島市医師会	副会長	長友　医継	○	●			部会長 ○
鹿児島市医師会	副会長	帆北　修一	○		○		
鹿児島市医師会	理事	大勝　秀樹	○	●		部会長 ○	
鹿児島市医師会	理事	川上　雅之	○	●	部会長 ○		
鹿児島市医師会	理事	福元　和彦	○				○
いちき串木野市医師会	理事	金子　公一	○				○
いちき串木野市医師会立脳神経外科センター	院長	石丸　浩一	○			○	
日置市医師会	理事	柳田　敏孝	○			○	
日置市医師会	会員	齊藤　稔	○				副部会長 ○
鹿児島県介護支援専門員協議会鹿児島支部	理事	上峯　雄二	○				○
鹿児島市老人福祉施設協議会	会長	梅津　百合子	○				○
鹿児島県保険者協議会	委員	有村　耕治	○		○		
鹿児島市	すこやか長寿部長	重久　直子	○			○	
日置市	健康保険課長	神之門　英樹	○				○
いちき串木野市	健康増進課長	久保　さおり	○			副部会長 ○	
三島村	民生課長	鮫島　武司	○			○	
十島村	住民課長	肥後　亘	○				○
鹿児島市保健所	所長	新小田　雄一	○		○		
鹿児島地域振興局保健福祉環境部	部長	岩松　洋一	○	副部会長 ●			○
総計			28名	9名	10名	8名	10名

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第１条　医療法（昭和２３年法律第２０５号，以下「法」という。）第３０条の１４の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

(1) 鹿児島保健医療圏における地域医療構想に関する事項

(2) その他必要な事項

（組織）

第３条　調整会議は，委員３０人以内で組織する。

２　委員は，法第３０条の１４に掲げる者その他の関係者のうちから鹿児島地域振興局長が委嘱又は任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は，３年以内とする。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

３　委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。

４　委員は，再任を妨げない。

（議長及び副議長）

第５条　調整会議に議長１名及び副議長１名を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。

３　副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

（調整会議）

第６条　調整会議は，議長が招集する。

２　調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　議長は，調整会議の議事を整理する。

（専門部会）

第７条　調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

２　専門部会は，議長がこれを招集する。

３　第４条，第５条及び第６条第２項から第３項までの規定は，専門部会について準

用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」と，「委員」とあるのは「部会員」と，「議長」とあるのは「部会長」と，「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

４　専門部会の運営に関し必要な事項は，議長が別に定める。

（委員等の代理出席）

第８条　委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては，そのものが指定し，これを議長又は部会長が承諾した者について，代理出席させることができる。

（関係者の出席等）

第９条　調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは，議長又は部会長は，学識経験を有する者又は関係者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（報償費及び旅費）

第10条　委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には，「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

（庶務）

第11条　調整会議の庶務は，鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか，調整会議の運営に関し必要な事項は，議長が定める。

附則

１　この要綱は，平成２８年１２月１２日から施行する。

２　この要綱は，平成３０年１２月２０日から施行する。